

# 赤磐市議会大規模災害対応マニュアル

平成30年10月30日作成  
令和4年5月27日改正

## 1 目的

このマニュアルは、本市において大規模災害の発生により、赤磐市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合の議会及び赤磐市議会議員（以下「議員」という。）の迅速かつ適切な対応と災害支援活動を定めるものとする。

## 2 大規模災害の定義

市が災害対策本部を設置する大規模災害は以下のとおり。

- (1) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- (2) 市内で大雨・暴風等特別警報の発表がされたとき
- (3) 市内河川が氾濫危険水位に達したとき
- (4) 市において、災害救助法が適用される災害が発生したとき

## 3 議員の行動基本方針

議員は、大規模災害の発生した場合、次の行動基本方針に沿って行動するものとする。

- (1) 地域の一員として住民の安全確保と応急対応等に努める。
- (2) 市が災害対応に専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力及び支援を行う。
- (3) 市の災害対応の妨げにならないよう、個別の要請は行わない。必要に応じて、議会を通じ災害対策本部へ要請する。
- (4) 緊急速報(エリア)メールや防災行政無線等により、災害に関する情報の収集に努める。

## 4 議長の対応

議長は、大規模災害が発生した場合、災害の発生状況を議会事務局に確認し、災害対策本部及び議員から災害に関する情報を収集するとともに、議員の安否確認及び連絡体制の確立に努める。

なお、議長が対応できない場合は、次の順により議長の職務を代理する。

- ①副議長
- ②議会運営委員会委員長
- ③総務常任委員会委員長
- ④厚生文教常任委員会委員長
- ⑤産業建設常任委員会委員長

## 5 議会の対応

初期対応期：初動体制（大規模災害発生から24時間以内）

- (1) 議員は大規模災害が発生したときは、速やかに以下の事項を議会事務局へ報告し、

議会事務局と相互に連絡調整に努める。

- (ア) 自身及び家族の安否
  - (イ) 住居及び周辺の状況
  - (ウ) 議会へ参集することへの可否
  - (エ) 連絡手段及び交通手段
- (2) 議長は、災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。議長は、支援本部を設置したときは、速やかに議員及び関係者にこれを周知するものとする。支援本部長は議長、副本部長は副議長及び議会運営委員長があたるものとし、情報収集に努める。支援本部員は、支援本部長、副本部長を除くすべての議員をもって充て、支援本部長の命を受け支援本部の事務に従事するものとする。
- (3) 議員は、地域で把握した情報を議長へ報告し、議長は、議員からの情報を災害対策本部へ提供する。また、議長は、災害対策本部から得た情報を議員へ提供する。
- (4) 議員は、災害の情報を住民に提供するように努めるものとする。
- (5) 本会議及び委員会を開催中に大規模災害が発生した場合は、会議を中止し、傍聴者の避難誘導等の安全確保に努める。

#### 中期：応急体制（大規模災害発生から1週間以内）

- (1) 議長は、災害対策本部等から得た情報を議員に提供するものとする。
- (2) 議員は、被災地及び避難所等での情報収集を行う。
- (3) 議長は、必要に応じて、議会全員協議会を開催し、今後の対応について協議するものとする。

#### 後期（大規模災害発生からおおよそ1週間以降）

- (1) 被災地及び避難所等の状況に応じて、議会として市に対して要請を行うものとする。
- (2) 早期復旧を図るため、市に協力して関係機関への要望・要請活動を行うものとする。

## 6 その他

- (1) 議員は、毎年ボランティア保険に加入することとする。
- (2) 議員は、普通救命講習及び救急救助の訓練を適宜受講することとする。
- (3) 災害対策本部の中へ議会事務局職員を議会対応担当として位置付ける。
- (4) このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切に見直しするものとする。